

- b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し
- c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 前記4の(1)のエに該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し
- e 前記4の(1)のオに該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

## イ 追加取得講習

- (7) 受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通
- (4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し
- (9) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(4)の書面

## 6 受講手数料及び納付方法

## (1) 新規取得講習

38,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付すること。

## (2) 追加取得講習

14,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

## 7 その他

- (1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に行うこと。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課

正 誤

平成27年6月18日付け長野県告示第314号「保安林の指定  
施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ	行(箇所)	誤	正
8	右側5	4508の4	4508の4(国有林)

森林づくり推進課